

第五十五回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和四十二年五月二十五日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

五月二十五日

辞任

宮崎 正義君

補欠選任

矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

鹿島 俊雄君

井川 伊平君

柳田 桃太郎君

阿部 竹松君

上原 正吉君

津島 文治君

宮崎 正雄君

横井 太郎君

小柳 勇君

近藤 信一君

竹田 現昭君

椿 繁夫君

鈴木 一弘君

菅野和太郎君

塚原 俊郎君

二階堂 進君

政府委員

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁振興

局長

通商産業政務次

官

通商産業省企業

局長

熊谷 典文君

中小企業庁次長 金井多喜男君
事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞寿君

参考人

理化学研究所理 赤堀 四郎君
事長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

去る二十三日、矢追秀彦君が辞任され、その補欠として宮崎正義君が選任されました。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付の理化学研究所の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

この際、参考人の出席要求についておはかりいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

○阿部竹松君 赤堀先生においでを願って、これから二、三点お尋ね申し上げるわけですが、その前に、今度の理化学研究所法の一部を改正する法律案というのが出てまいりまして、中身はきわめて簡単でございますが、東京都を埼玉県に、並びに監事の点に就いてお尋ねを願うわけでございまして、法案そのものはきわめて簡単なものでございます。

したがって、二階堂長官あるいは振興局長さんより法案の説明を承りました。法案そのものについては理解できるわけですが、いまやっております仕事について、技術庁の担当の方から聞けばわかるわけですが、なかなか技術庁としても常時皆さん方と接触されたとしても現地におるわけでありませんし、どうも説明を聞いても、私の理解力が足りないためかもしれませんけれども、バルブがつつかえたようになかなか理解できない点もあるわけですが、非常に忙しいところを恐縮なんです。

が、おいでを願ってひとつ実態をお聞かせ願いたい、こういうことでわざわざおいで願ったわけで、たいへん恐縮でございます。

まず、第一にお伺いしたいことは、東京都から埼玉県の大和町ですか、そこに行こうとなさっておるわけですが、現状はどの程度進捗しておるかという点をお伺いしたい。

○参考人(赤堀四郎君) ただいまの御質問の移動の現状でございますが、研究本棟五千坪が完成いたしましたして、現在研究者は大体半数ぐらゐが移動いたしましたして、研究をすでに開始しております。

まだこの夏までに二、三十名は新しいほうへ移動することになると思います。

○阿部竹松君 そこで、前回も長官あるいは局長にお尋ねしたわけですが、もうすでに理事長のこの研究所からそれぞれ発行なさっておるものを読ませていただくと、半数以上も移動している、こういうような文獻なんですね。にもかかわらず、今日ようやく東京都を埼玉県に変える、こういうことなんで、私どもとしては、これは法律のほうは詳しくないわけですが、その点は御答弁願いたいわけですが、半数以上も移動してしまつた今日、ようやく東京都を埼玉県に変えるということとはなかなか理解しがたい、こういう点なんです。それともう一つは、いままで紆余曲折がございまして、まあ赤堀先生が理事長になられる前から、埼玉県へ移動要請をしておつたわけですね。たとえば渋谷のワ

仕事をなさっている。そこから始まるというのですから、ぼくはやっぱり理解できない。それで現地で仕事をなさっている先生の御心境を承りたい。

○参考人(赤堀四郎君) 理研法案の条文の中に、「主たる事務所を東京都に置く」ということは、実は就任するまで存じませんでした。あとで聞いたわけですが、就任してまいりますと、いま半分もうすで新しいほうに移転しております。これからは引き続き移転するわけでありまして、この際条文にありますが「主たる事務所を東京都に置く」というのを埼玉県に置くとしたほうがすべての今後事務を進める上においても便利である、こう考えて賛成したわけでありました。

○阿部竹松君 約百億になんたんとするお金で運営し、お仕事をなさっておるようですが、そのうち九五％は国のお金、あと五％に近い金額は一般寄付、その政府の九五％近い金額はこれは別ですが、残りの四億数千万円、五％に近いお金はどういう会社から寄付金としてもらっておるわけですか。詳細な点は別として、そういう点を承っておきたい。

○参考人(赤堀四郎君) 仰せのとおりでありまして、運営資金の九五％近く政府資金、政府出資という事になっておるといふのは、私もそういう財政面のことから考えまして、実はよくわからないのですけれども、当局の御意見伺いますと、政府出資というものは補助金か、あるいは政府出資とこの二つになっておるんだそうでありまして、そのいずれかということ、理研の場合はその当時の事情で、これは政府出資だけでなく、民間からの出資もこれに加えるというたてで、やはり政府出資としたほうがいいという事でそのうなったのだそうでございます。法律的な根拠についてはまだよく知らないわけですが、実はこれは出資といひましても、普通の出資と違ふ、まあ研究出資、研究投資のような意味のものでありまして、やはり普通の意味とは違ふのではないかと私は考えております。

○阿部竹松君 私のお聞きする点が悪かったかも知れませんが、大正二年に高峰さんが運動の先端を切られて、この仕事を始めたわけなんで、その当時は国とそれから一般民間と半々までいきまされたが、とにかくそういうところから始まって、当時陛下から十萬円の御下賜金までいただいたり出資しておるわけだ。しかしそれはそれとして、幾多の変遷を経ているわけですから、その点は触れませんが、私の聞かんとするところは、国の九五％はここで論議するからよくわかるのですが、それで五％の分はわれわれはわからぬわけだ。経済企画庁にたまたまなかった私どもが悪いのかもしれないけれども、それはどこでどう、どういふ会社から融資というか補助金というか、後援金といひますか、その金額はどういふ会社からどういふ方法で御協力をいただいておりますかという名前をお聞きしたいわけでありまして、もし理事長さんはそういう細部の点まで一々おわかりになっておられる場合もあると思ひますので、事務担当者でもけっこうですが、その点を御説明願いたいわけでありまして。

○参考人(赤堀四郎君) その点は私も大体は聞いておりますが、民間の会社約三百社から出資ないし寄付金の形で援助等を仰いでいるようでありまして、いづれも少額でありまして、三百社を集めても政府出資の五％ぐらいのようでありまして、なお詳細は事務当局のほうから御説明いたします。

○政府委員(谷本寛君) 事務的な問題でございますが、私から私が補足してお答え申し上げますが、民間出資では約四億九千万円でございます。その中の一番大きい出資者はいわゆる理研化学でございます。これが約一億一千七百万円ばかりは理研化学が持つております。これは理研化学と理研化学研究所が分かれたときのいきさつで比較的研究化学が多額の出資をしておるといふことになります。残りの三億数千万円につきましては、いま理事長が申し上げましたが、広く産業界あるいは銀行等大体三百方所ぐらいのところに一口大体二十万円

くらいを毎年寄付金または出資金という形で出資をしていただいております。それが累積しまして三億数千万円になっておる、こういう状況でございます。

○阿部竹松君 わずか五％の金額を寄付していたら、まさかその五％寄付をいただいたから特定産業、特定会社により研究をしてあげるといふようなことはなさっておるとは思ひませんけれども、研究所の希望として全額政府から出資してもらったというものがなんでしょうか。そうでなければ五億などというふみつきいことを言わぬで、あらゆる産業からこの種の化学の発展のためになさっておる仕事ですから、もう少し膨大に望みとおやりになったらどうなんですか。それはあまりふみつき過ぎるですよ。

○参考人(赤堀四郎君) 確かに政府出資に比べまして民間出資の額が非常に少ないのでありまして、この点は私も努力して民間の援助を仰ぐ額を大幅に上げてもらうように努力したいと思ひますが、まだ理研化学研究所が設置された当時とはこういう本格的な理研化学研究所というものははかになかったわけでありまして、産業界も非常に大きな期待をかけて応援されたと思ひます。戦後この新しい第二次の理研化学研究所が発足する当時は、民間の大会社はそれぞれにいろいろな研究所をおつくりになっておられまして、相当な高度の研究を各会社が始められるようになりましたために、なかなか高額の援助資金あるいは寄付というものを外に出してもらうということが困難な事情になったのであります。ただ今後はもっとわれわれも実際に産業界にお役に立つような問題をとらえまして研究してまいりたいと思ひます。実は私自身はそれほど自信は持てないわけでございますが、努力はするつもりでございます。

○阿部竹松君 これは赤堀先生が理事長に御就任される前の話ですから、理事長にお尋ねするのは筋違いかもしれませんが、大和町に引越したあの文京区鷹籠町の千石一丁目のあたりのあの地域一帯、あれはもと理研のものであったのです

が、今日では全然地上権がないわけですね。そこであの土地の使途は、パチンコ屋ができようとトルコ風呂ができようと文句は言われぬことになっている、国の土地でもございませぬし……。そこで私が調べてみたところが、終戦後三回ぐらい法人格をもう変えているわけですね。その間あの土地を売り食い

ようには承っておりますが、しかしやはり公務員より膨大な給料をいただいているわけではないのです。所員の皆さんが、したがって二年たち三年たつて、もう終生学究の徒で研究に一生をささげるという方は別として、やはりいろいろな会社から誘惑されて、やはり生活も苦しいものですか、優秀な人が三年か四年たつてよそにいかれてしまふということ、工業技術院あるいは電子研究所等においてもこれは何とかなりませんかというお話を何度も承ったことがあります。たとえば防衛庁の官崎の航空大学、これは一人のパイロットをつくるために三千万円の金がかかる。三千万円かけて一人のパイロットをつくって二、三年自衛隊におつたところが、あとは全部日本航空や全日本空輸に行つてしまふのです。広義に解釈しますと、日本に残つてパイロットですらない理屈にはなるけれども、どうも一つの機関、一つの事業からみるとんでもない話になる。したがって理事長の前の理事長さんの当時から前はつきり記憶しておりませんが、その当時いろいろと鶴舞町に行つてお話を承つて見学させていただいたことが何度もございます。そのときもその理事長さんがいま私が申し上げたのに近いような話をなさつておられました。ですから、今度大和町に行つてつばな建物ができるとです、またそれぞれ研究施設はこれからだというふうにも理事長から承つておりますが、しかし、いかにつばな建物が建つても、つばな研究設備ができてやはり要は人です、特に優秀な人材が必要である。そういうことで所員、研究員の職員の扱い方、これがやっぱり大問題になつてくる。こういうことで、先生は大阪で総長さんとして世代的若い方を訓育指導なさつて十分御承知おきだと思ふのですが、そういうものの扱いについて最後に承つておきたいと思ふ。

○参考人(赤堀四郎君) 研究員の待遇につきましては、前々から非常に留意いたしておりました、現在でも大学よりも幾分待遇はよくなつてきていると思ひます。しかし実は研究者というのはどうして

も待遇と同時に研究施設のすぐれていることを望みますし、また研究費も潤沢であるということ、これが研究者にとつては最大の魅力でありまして、そういう点で理化学研究所はおかげさまで日本としては最も進んだ設備を持っておりますの、かなり優秀な人、若い研究者が次から次へと新しく入つてくる人がございます。われわれは今後もそういう研究者の交流はもっと活発にやるように、何かそういう制度、たとえば短期間若い科学者の留学のような形で実際に研究やつてもらう、そういうような制度があればありがたいと思つておるわけでございます。

○阿部竹松君 前回は二階堂長官はじめ局長さんからそれぞれ第一期の工事の内容について承りましたが、第二期の工事の概要についてひとつお尋ねいたします。

○政府委員(谷敷寛君) 前回お答え申し上げましたように、第一期の工事は一応昭和四十一年度で終わった形になつております。四十二年から第二期の工事にかかるわけでございますが、四十二年、四十三年、四十四年におきまして、本館の建造等に約六千六百平米くらいの建物を増設いたします。これによりまして、いま駒込に残つております研究室は全部大和町のほうに移るといふことになるわけでございます。残りましたのは、いろいろな研究に伴います実験を行なう設備がまだ相当駒込に残つておるわけでございまして、そのうち四十二年、四十三年の二年度には電気機械関係、放射線実験施設、農薬研究施設の一部を大和町に移す予定でございます。残つた分は四十四年以降になるわけでございますが、私も少ししましては、四十四年、四十五年、四十六年、おそくとも四十六年一ぱいぐらまでは残つた実験設備等を大和町のほうに移したいというふうに考えておりますが、それは財政当局の了解も得る必要などがございしますので、まだ確定はしておりませんけれども、計画としてはそういうことでございまして、

ものがあつたわけですね。そこで、私どもの委員会にも二十ほど関係ある公園、公社あるいは研究所があるわけですが、一番不明確なのは研究所ですね。これは一体どの部門に属するかわかりませんが、これも、国で少なくとも九五%出資しているわけですね。あと五%寄付によつてまかなつておるわけですね。ですから、これは二階堂長官、一体どこまで国が責任を負つて、どこまでどうなのかという、一般のたとへば電気研究所とか、あるいは工業技術院というのとどういふ差があるものか、その性格、位置づけを承りたいんです。

○政府委員(谷敷寛君) 特殊法人組織の研究所というものは、先ほど赤堀理事長からも答弁がございましたけれども、要するに、政府と民間と協力して研究を進めよう、そのために民間から相当な協力を得ようというわけでございまして、理化学研究所につきましては、先ほどお話しもございましたとおり、民間側からの出資が必ずしも期待したほどいふてないという点はあるわけでございます。ただ出資金につきましても、百億円のうちの五億円足らずでございますけれども、実際の理化学研究所の業務活動を見ますと、一年間に約二十億円のうちの活動をやっておるわけでございますが、そのうち民間の共同研究とかあるいは受託研究のようないふ形で民間から金が出ておるものは約二億圓ぐらひでございます。これは一割ぐらひは民間関係の研究活動をやつておるわけでございまして、しかし、特殊法人として運営していきまふためには、一割程度では私どももまだ十分だと考えておりますので、今後さらに理研の運営なり研究の内容というものを改善いたしまして、さらに民間の協力を増大するようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○阿部竹松君 一例をあげますと、これとは全然性格も違いますけれども、北海道地下資源開発株式会社という会社がある、国の金はもちろん出資されておるのですが、パーセンテージがこれと違ふわけですね。九五%も出資しているこの種の会社がわが国にありますか。

○政府委員(谷敷寛君) 研究所というのは直接会社の事業活動のようなものに結びつく点が比較的に少ないものでございまして、どうもこのぐらゐの特許法人で、民間の出資がもっと多いものというのはいふまでもないのじゃないかと思ひます。

○阿部竹松君 あまりじゃなくて、たつた一つでしよう。

そこで長官にお尋ねしますが、将来運営していくにあたりまして、この研究所の場合は、これからどんどん民間産業育成強化のために研究してやらなければならぬ、委託研究も引き受けるということになつておるわけで、国の全額出資であればすつきりするわけですね。しかしなかなか財政措置上国としても全額出資というわけにはまいらぬということになると、民間

すので、そういう広く人材に官民一体となって、総力をあげて研究に参画をせよという方向から考え直しても、国の持つべきウェイトというものは重いわけでありまして、今日まで運営上いろいろな問題があったという御指摘もございまして、そういう運営等につきましましては、国が持つべき責任をもっと明確にいたしまして、もつと民間の方々あるいは学界の方々の御協力をいたしまして、これが広く日本の産業、国民経済のために役立つような研究施設として責任を果たしていくような方向に指導してまいりたいと、かように考えております。

○阿部竹松君 長官は参議院の予算委員会に連日御出席されておたつたわけですから、よく与野党あるいは政府の答弁、こういう点について知悉されておるわけですから、お尋ねしておきますが、アメリカさんの軍用地図がある省でつくつておる、あるいは日本の大学がですね、アメリカの軍用資金の一部を寄付を受けているとか、ここに列席してある小柳委員等から発言がいろいろの予算委員会であつたようです。この研究所そのものは、地図はまさかつくらぬでしようけれども、その他一切の問題について、アメリカと断定しませんよ。外国から寄付を受けたらあるいは委託研究を受けたら、そういう場合には監督官庁である技術庁としてはどうなさいますか。

○國務大臣(二階堂進君) 予算委員会では問題になりました研究費等アメリカの軍からもらつておるといふ問題がございまして、私は今日科学技術全般の研究には相当国内、国外を問わず、人事の交流あるいは情報の交換といふこともいたしております。そうしてこそ、またおくれを取り戻す面もあるかと思つております、また進んだ面もさうに開発研究が進められる面もあるかと思つておりますので、外国からすべてわが国の研究機関とか、あるいは大学の研究所とかいったようなものが寄付をもらうということについて一がいにはこれはいけないと、こういうことにはならないのではないかと思つておりますが、ただ問題は、

アメリカの軍の軍事費がひもつきでくるというような場合は、これは私は問題があつるかと思つておりますので、今後そういう国外から受ける寄付等については慎重に検討を加えて、もしもつきで軍関係のものがあるとするならば、これは拒絶するといふことにいたしたほうがよろしいと、かように考えております。いづれにしましても、そういうわが国における研究費が足りないというところの問題があるんではないかと思つておりますので、政府といたしまして、今後こうした方面の研究費の増大につきましましては格別の努力をいたす所存でございまして。

○阿部竹松君 二階堂長官、予算委員会に出席要求されて最前から再三再四まいりますので、ここで私質問を打ち切りますが、最後に、いま御答弁あつたようなことがそのまゝ実行されればいいわけですが、全部あなたは監督はできませんけれども、しかし全部あなたの指令一下動くという組織にもなつておらぬのですから、あなたのいまお話しのことであつたようなことが起きた場合、どの程度まで規制できるのか、一〇〇%長官のお力によつて、もし問題が起きた場合に規制できるものかどうか、それを最後にお伺いしておきます。

○國務大臣(二階堂進君) お説のとおり、私が全部監督するものでもございせんが、少なくとも私の役所に関連のある研究機関等に対するそうした研究行為に対する寄付等に関する問題がもしありました場合には、嚴重に私は監督をして是非をきめたいと、かように考えております。

○委員(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それでは本案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。理化学研究所法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(鹿島俊雄君) 次に、予備審査の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

○國務大臣(菅野和太郎君) ただいま御提案になりました中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業をとりまく諸情勢に対処するため、数年来中小企業の協業化の動きが多く、業種において活発に行なわれております。この動きは、個々の中小企業者の努力によつては達成が困難な生産性の向上を複数の事業者によつて追求するものでありまして、中小企業の構造改善をはかるためには有効かつ適切な方策であります。

従来から協業化の促進のため、政府としては金融、税制、指導等の施策を進めてまいりました。が、協業化のための組織のあり方については、過去三年間中小企業政策審議会において検討を重ねてまいりました結果、協業化を推進するための組織制度として、従前の組織のほか、協業組合制度を創設する必要があるという意見具申がなされたのであります。すなわち、現行組織制度のなかで、中小企業者が協業をはかるために利用し得る場としては、事業協同組合、企業組合及び会社があり、従来から組合制度にあつては加入脱退の自由、議決権の平等、配当方法の制限等が事業経営上企業性の発揮が十分にできない面があるほか、事業協同組合には員外利用の制限や、いわゆる全部協業が行ない得ないこと、企業組合には従事に関する制限や法人が加入できないことなどの問題があり、また、会社制度にあつては、資本原理で割り切れ過ぎていることなどにより中小企業者の企業者感情にはそぐわないうらみがございまして。

そこでこの際、中小企業者を中心とする事業活動の協業化という面に着目して、協業化をはかるために最も合理的な、そして中小企業者が最も利用しやすい機能と性格を持った組合制度すなわち協業組合制度を創設するため、ここに中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

次に、協業組合制度の概要について御説明申し上げます。まず第一に、協業組合は、組合員となる中小企業者等が加入前に営んでいた事業を統合して行なう事業、すなわち協業の対象事業及びその関連事業並びにこれらに付帯する事業を行なうことができません

範圍で出資割りの議決権を与えることとし、意思決定が機動的に行なわれるよう配慮しております。

第六に、組合員は、協業組合の行なう事業について競業禁止義務を負い、それにより事業の統合を保障することとしております。

第七に、剰余金の配当は、定款により別段の定めがないときは出資に應じて行なうこととします。

以上が協業組合制度の概要であります。この協業組合の創設は、中小企業の構造改善に大きく貢献し得るものと考へておりますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて退職後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えて、その拠出による共済事業を行なうことに對し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的とし、昭和四十年に発足したものであります。

制度発足以来、加入者数も約一万五千人に達し、各種社会保険制度、労働保険制度の適用について、制度上十分な恩恵を受けられない小規模企業者にとりましては、きわめて重要な制度となっておりますが、小規模企業者を取り巻く経済環境は、最近に至り、ますますきびしさを加へつつあります。今回の改正は、小規模企業者がこのようなきびしい環境のもとで安んじて近代化、協業化等をはかるための努力ができますよう、本制度発足後小規模企業者から提出されました要望に即しつつ、現行の小規模企業共済制度を拡充強化しようとするものであります。

改正の第一点は、新しい種類の共済制度を創設することであり、新たに設けます共済制度に

おきましては、現行の共済制度に比べて、三十年満期の共済事由がなくなるなどその共済事由は若干限定されますが、やむを得ない事由による廃業が生じたときの共済金は、一割多額となります。また、掛金の税制上の取り扱いにつきましては、現行の共済制度は生命保険料控除のワケ内で控除されるものとなっておりますが、新たに設けます共済制度の掛金につきましては、現在国会に提出されております所得税法の一部を改正する法律案の成立を待って全額所得控除されることとなっております。この制度とともに現行の共済制度も存続させますので、小規模企業者はこれら二つの共済制度のうち、その希望する制度に加入することができることとなります。

改正の第二点は、個人事業者に対して共済契約の実質的な承継を認めようとするものであります。これは、個人事業者の家族で事業を譲り受けあるいは相続により承継した者が共済契約を締結した場合は、その者と譲渡人あるいは被相続人の共済契約につきまして、掛金納付月数の通算を認めようとするものであります。これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、本院先議の商品取引所法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。菅野通商産業大臣。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま御提案になりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

商品取引所における売買取引の実態は、近年多数の企業が商品取引に参加するようになったことに伴い、数年前に比べ相当の変化を来したております。全国二十の商品取引所の総出来高が増加の一途をたどっていることもその一つであります

が、最近の事態で特に憂慮すべき点は、売買取引を委託する者とその委託を受ける商品仲買人との間の紛争が頻発し、さらに商品仲買人の倒産等により委託者が不測の損害をこうむる事例が増大していることとあります。このような事態が生じた原因としては、現在三百二十にのぼる商品仲買人の中には、資力に乏しく、あるいはその資質に欠け、大衆に対して過当な勧誘活動を行なう一方、委託者から取引の担保として預けた委託証拠金を不当に流用する等によって放漫な経営を行なっている者もなしとしないことによるものと考へられます。これに對して、現行の商品取引所法は、商品仲買人に対し登録制をとっているのははじめてとして、かかる事態を改善するためには必ずしも十分でないのが実情であり、委託者の保護の強化をはかる方向で法律改正を行なうことが必要と判断されたため、政府といたしましては、商品取引所審議会を中心として、鋭意その方策を検討してまいった次第であります。この法律案は、このような経緯のもとに、大衆参加に伴う弊害の防止、特に委託者の保護を強化するための措置として取りまとめたものであり、昨年十一月二十四日の商品取引所審議会の答申の趣旨に沿ったものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、商品取引の受託業務を許可制としたこととあります。さきに申し上げましたとおり、現行法におきましては、主務省の登録を受ければ商品仲買人として売買取引の委託を受けることができますが、その資質の向上をはかるため登録制を許可制に改めるとともに、営業所の設置規制、資産要件の大幅強化、主務大臣の措置命令の充実等を行なうことにいたしました。なお、商品仲買人の名称も商品取引員と改めております。

第二は、商品取引員に対する委託者の債権の保護を強化したこととあります。すなわち、商品取引員は委託者のために取引所に対し受託業務保証金を預託しなければならぬものとし、この保証金については、委託者は直接取引所に対してその請求権を行使することができるといたしました。また、受託業務保証金の額は、委託者の債権の額に對應させるため、預かり委託証拠金の額の相当割合以上となるようにしております。

第三は、商品取引員の禁止行為を法令上明記する等により、その業務の適正化をはかったこととあります。従来、委託者と商品仲買人との紛争は、受託業務が不適正であったことに起因するものが大多数であったことにかんがみまして、行き過ぎた勧誘行為、取引内容を一任されての受託等を禁止するとともに、商品外務員に対する取引所の監督を強化しております。

以上のほか、この法律案では、今後の取引所制度の健全な運営に資するため、取引所の定める受託契約準則を届け出制から認可制に改め、また、取引所の理事長は定款に特別の定めがあるときはみづから理事の一部を選任するものとする等の改正を行なっており、なお、受託業務の許可制の実施に關し、既存の商品仲買人に対して三年間の経過措置を講じております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) ついで政府委員から補足説明を聴取いたします。熊谷企業局長。

ります。改正法では、その資質の向上をはかるため、主務大臣が許可基準により審査し、受託業務を行なう適格性を有すると認められた場合に限り許可を与えることとした。その許可の基準といたしましては、一、受託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該受託業務の収支の見込みが良好であること。二、受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。三、営業所が設置される地域における当該商品の取引の状況、営業所の数等に照らし、当該受託業務が必要かつ適当であること。の三点によることとした。なお、許可は取引所の上場商品ごとに行ない、許可を受けた者を商品取引員と称することにいたしました。また、資産上の要件としての純資産額につきましては、従来はそれぞれの取引所においてその最低額を定めておりましたが、商品取引員が許可制になったことに伴いまして、上場商品ごとにその額を政令で定めることとした。この場合、二以上の上場商品について許可を受けた者につきましては、許可を受けた上場商品について、それぞれの政令額を合算し、営業の規模に応じた純資産額を確保することとしたしております。さらに、商品取引員に対しましては、主務大臣が委託者保護のため必要かつ適当と認めるときは、その財産の状況、業務の運営につき改善を命ずることができるようにいたしました。

第二に、従来の仲買保証金の制度を強化拡充し、商品取引員はその受託業務につき委託者のために、受託業務保証金を取引所に預託しなければならぬこととした。受託業務保証金の額は、本店につき六十万円から九百万円、従たる営業所一カ所につき二十万円から三百万円の範囲内で商品ごとに政令で定める額を最低限とし、その額が預かり委託証拠金の相当割合を下るときは、その差額を追加することとなっております。そしてこの受託業務保証金につきましては、商品取引員に対して債権を有する委託者は、その弁済を受

けるため、いつでも直接取引所に対して払い渡しを請求することができるものとした。また、必要規定を設けることとした。すなわち、商品取引員に対して、利益保証等による不当な勧誘、一任売買その他委託者の保護に欠け、または取引の公正を害する行為を禁止し、また、商品外務員が委託の勧誘に関して著しく不適当な行為をしたときは、取引所はその登録を取り消し、またはその委託の勧誘を制限しなければならないものとしております。商品取引員が委託者から徴する委託証拠金の料率につきましては、従来取引所が定めておりましたが、受託業務の適正化の一環として、その基本料率は商品ごとに主務大臣が定めることとした。

以上のほか、この法律案では、取引所の受託契約準則を届け出制から認可制にし、また、理事長が理事を選任する制度を設ける等の改正を行っております。なお、既存の商品仲買人に対する改正法の適用につきましては、三年間はおおむねのままで受託業務を行ない得ることとしており、さらに純資産額、受託業務保証金の額等につきましても、三年の間に目標額に達するように、段階的に引き上げていく予定であります。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、予備審査の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。塚原総務長官。

○国務大臣(塚原俊郎君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局の機構を拡充し、定員を増加し、公正取引委員会の事務局に地方支部として、新たに高松地方事務所を設置し、第二に、公

正取引委員会の事務局の定員三百七人を三百三十六人に改めようとするものであります。

これらは、第五十一国会において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が可決された際の附帯決議の御趣旨を尊重いたしましたものであります。このように公正取引委員会の事務局の機構等を整備拡充することにより、違法な価格協定等の取り締り、違法な再販売価格維持行為の規制、管理価格の実態の調査、不当景品類及び不当表示の規制並びに下請代金支払い遅延等の防止に関する業務を充実し、もって物価対策、消費者行政及び中小企業対策の強力な推進をはかるものとしてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) ただいま説明を聴取いたしました四案の自後の審査は、これを後日に譲ることといたします。

○委員長(鹿島俊雄君) ただいま委員の変更がございました。宮崎正義君が辞任をされ、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

昭和四十二年五月三十一日印刷

昭和四十二年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局